

福岡県病児保育利用料無償化事業費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 知事は、病児保育施設を利用する保護者の経済的負担を軽減することにより、子育て世帯に対する支援の充実を図るため、病児保育施設の利用に要する費用について、福岡県病児保育利用料無償化事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については福岡県補助金交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 病児保育事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項の規定に基づく病児保育事業のうち、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」（以下「病児保育事業実施要綱」という。）に基づく、病児対応型及び病後児対応型、非施設型（訪問型）をいう。

(2) 市町村事業病児保育施設

市町村が病児保育事業実施要綱に基づき、委託等を行っている施設をいう。

(3) 企業主導型保育事業所等病児保育施設

企業主導型保育事業所等において、病児保育事業を行っている施設（児童福祉法第34条の18の規定に基づき、福岡県、北九州市、福岡市又は久留米市に対し届出を行っている事業所に限る）をいう。

(4) 利用者

市町村事業病児保育施設及び企業主導型保育事業所等病児保育施設を利用する児童の保護者のうち、その利用日において、福岡県内に住所を有するものをいう。

(5) 利用料

市町村事業病児保育施設及び企業主導型保育事業所等病児保育施設を利用するにあたり、利用者が本来負担すべき額のうち、昼食代及びおやつ代等を除く額をいう。

(補助の対象)

第3条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、基準額、対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

(1) 市町村事業病児保育施設支援事業

福岡県内に所在する市町村事業病児保育施設が利用者から徴収する利用料を市町村が負担する事業

(2) 企業主導型等病児保育施設支援事業

企業主導型保育事業所等病児保育施設が利用者から徴収する利用料及び市町村事業病児保育施設が市町村委託対象外の利用者から徴収する利用料を福岡県が負担する事業

2 補助事業の実施期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、前条第1項第1号の事業を実施する市

町村及び同項第2号の事業を実施する企業主導型保育事業所等病児保育施設の設置者（以下「補助対象者」という。）とする。

（交付額の算出方法）

第5条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める額に利用者数を乗じた額に第4欄に定める補助率を乗じた額と、第3欄に定める額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書を別に指示する期日までに知事に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第8条 補助対象者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続きに従い、別に指示する期日までに行うものとする。

（交付決定の通知）

第9条 知事は、第7条又は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは、交付決定を行い補助対象者に通知するものとする。

（概算払）

第10条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第2号により概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払を行うものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、様式3号による事業実績報告書を別に指示する期日までに、知事に提出して行わなければならない。

（額の確定）

第12条 知事は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適當と

認めるときは、補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月11日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
市町村事業病児保育施設支援事業	病児保育事業の利用者の児童 1 日当たり 2,000 円	病児保育事業の利用料。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護者世帯及び市町村民税非課税世帯に対する減免額を除く。	10／10
企業主導型等病児保育施設支援事業		病児保育事業の利用料	